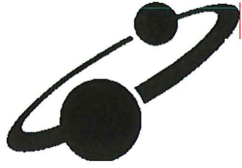


会報

令和6年 新年号



発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail keiei_center@ockc1969.jp

URL <http://www.ockc1969.jp>

協同組合 大阪中小企業経営センター

発行責任者 山添 浩平

謹んで新春のお慶びを申し上げます。組合員の皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

旧年中は格別のご厚誼を預かり、誠にありがとうございました。

さて、旧年はインボイス制度の導入、本年は電子帳簿保存法の改正と運送業等の労働時間の残業規制が開始となります。当初の理念である中小企業の駆け込み寺として、職員一同力を合わせて会員の皆様のお力になりたいと考えております。

また当経営センターでは1月5日より通常業務を行っております。冬季休業の間ご不便をおかけしてしまい申し訳ありませんが、ご了承のほどお願い申し上げます。

本年も皆様が御健勝で御多幸でありますよう、心からお祈り申し上げます。



謹白

協同組合 大阪中小企業経営センター
理事長 山添 浩平

※年末年始休暇のお知らせ※

令和5年12月29日(金) ~ 令和6年1月4日(木)



上記7日間年末年始休暇のため休業いたします。
尚、休暇中お急ぎの方は、留守番電話に「貴社名・
用件・電話番号」を録音して頂きましたら後ほど担当者
よりご連絡させていただきます。



役職員一同及び連携支援機関

謹賀新年

〃	監事	〃	〃	〃	理事	専務理事	〃	副理事長	理事長	役員
南	法常博	山形勝也	本田浩基	西弘美	泉原幸延	和田悦子	堀江孝司	仲野明	山添浩平	
政幸										

(五十音順)

社会保険労務士	山添社会保険労務士事務所
山添浩平	

行政部	〃	〃	〃	〃	税務部	税理士・行政書士	ホンダ総合会計事務所
南政幸	西弘美	中井優治	戸田隆大	津村剛	泉原幸延	本田浩基	

社会保険労務士	税理士・行政書士	弁護士	顧問
山添浩平	本田浩基	井上健策	



第32回定期総会・懇親会開催!



令和5年11月22日(水)午後6時より、第32回定期総会並びに懇親会をホテル・アゴラ リージェンシー大阪堺において開催いたしました。懇親会はコロナ禍で中止とさせていただいておりましたので、4年ぶりの開催となりました。

第1部の総会は「ダイヤモンドルーム」において、司会者の南政幸監事より、本日御参加いただいた組合員の皆様へお礼の挨拶を述べ、本総会は有効に成立している旨の宣言を行いました。続いて、山形勝也理事が議長に選出され、議事日程に従い、まず第1号議案「令和5年度活動報告」及び第2号議案「令和5年度会計報告・剰余金処分(案) 及び監査報告」を一括議題として審議し、満場一致により承認可決されました。次に、第3号議案「令和6年度活動方針案」及び第4号議案「令和6年度予算案」の2案を一括議題として審議し、議案は各々満場一致で原案通り承認可決されました。司会者より組合員の皆様のご協力により無事総会が終了した旨のお礼を述べ、同会場にて行われる懇親会の準備のため、組合員の皆様には一旦ご退出いただきました。

第2部の懇親会も総会に引き続き「ダイヤモンドルーム」にて、事務局の中井優治の司会進行による開会の言葉で始まり、まず初めに、山添浩平理事長より本日のお礼と挨拶を述べました。続いてご来賓を代表して、森山浩行衆議院議員の代理として森山百恵様よりご祝辞を頂戴いたしました。その他ご臨席賜りましたご来賓の皆様をご紹介させて頂き、祝電もご披露させて頂きました。その後、顧問弁護士井上健策様による乾杯のご発声を賜りました。暫くのご歓談後、今年はお出席者の方々全員でビンゴゲームをさせて頂き、読み上げられた番号に皆様一喜一憂され、会場はおおいに盛り上がりました。

おおよそ26名のご来賓、組合員の皆様方には、束の間ではございましたが、より一層親睦を深められたことと存じます。

懇親会も終盤に差し掛かり、宴もたけなわとなり和やかな雰囲気の中、司会者より今後も役員一同、経営センター発展のため、努力精進して参りますので、皆様の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとの挨拶があり、第32回定期総会並びに懇親会は盛会裏に無事終了いたしました。

労務

令和6年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

現在

被保険者数
101人以上の企業等



令和6年10月～

被保険者数
51人以上の企業等

厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは

1年のうち6月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

なお、この企業等のことを「特定適用事業所」といいます。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

加入対象（短時間労働者）の要件

特定適用事業所に勤務する以下の条件にすべて該当する方が短時間労働者として加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

パート・アルバイトで働く
「130万円の壁」でお困りの皆さまへ

年収130万円を超えても一般的には2年連続迄なら扶養のままでOK!

こんなお悩みはありませんか？

年収130万円以上になると
配偶者の社会保険の扶養から外れて、
これまで払う必要のなかった国民年金・国民健康保険の保険料を支払
うことになり、手取り収入が減ってしまうため、
人手不足で仕事はあるのに働く時間を調整している。

企業の事情、労働者の希望に応じた働き方を後押し

パート・アルバイトで働く方が、人手不足で繁忙期に労働時間を延ば
す等により、収入が一時的に上がったとしても、パート・アルバイト
先の事業主がその旨を証明（※）することで、一般的には2年連続ま
でなら引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みです。

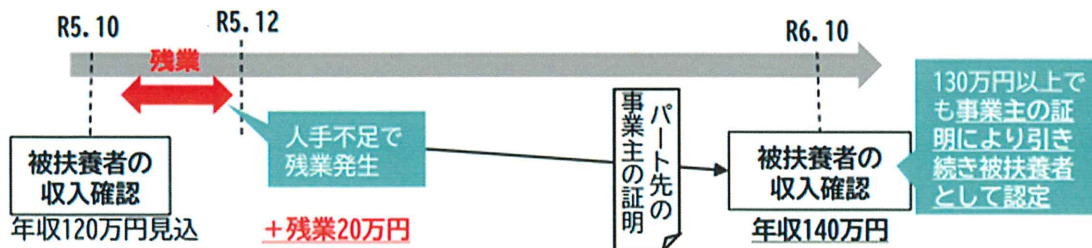
なお、被扶養者の認定・資格確認は、被保険者である配偶者等の保険
者（協会けんぽ等）が判断しますので、パート・アルバイト先の事業
主の証明書が発行されても、必ず認められるということではございま
せんので、十分ご注意ください。

※被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

（例）毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入が増え、年収130万円以上になった場合



令和6年度税制改正 (案)

～はじめに～

自民・公明両党による令和6年度税制改正大綱が12月14日に決定されました。今回は、主な改正内容について一部掲載していきます。

～定額減税～

令和6年分の所得税額及び住民税額から特別控除の額を控除します。ただし、その者の令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下（給与年収2,000万円以下）に限ります。

1. 所得税の定額減税

①減税額

- 本人 3万円
- 同一生計配偶者又は扶養親族 1人につき3万円※居住者に該当する者に限ります。

②実施方法

	給与所得者	個人事業主
実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける給与等（給与を含む）で、扶養控除等申告書の提出先の支払者から支払われる給与等から控除されます。引ききれない場合翌月以降から順次控除されます。 ●控除後に扶養申告書の記載異動があった場合は年末調整で調整します。 ●最終的には年末調整で控除調整します。 	<p style="text-align: center;">～予定納税の発生する事業者～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和6年分の所得税に係る第1期予定納税分から本人分のみ控除され、控除しきれない分は第2期から控除されます。 ●引ききれない場合には、第2期分以降の納付額から順次控除します。 ●同一生計配偶者等の控除を受ける場合は別途申請が必要となります。 ●最終的には確定申告で控除調整します。
		<p style="text-align: center;">～予定納税の発生しない事業者～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告にて控除調整します。

※同一生計配偶者又は扶養親族に係る控除の額は、原則として源泉控除対象者で合計所得金額が48万円以下の者について算出されます。

2. 住民税の定額減税

①減税額

- 本人 1万円
- 同一生計配偶者又は扶養親族 1人につき1万円※居住者に該当する者に限ります。

～実施方法～

特別徴収（給与天引き）	普通徴収（自分で納付）
<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年6月に給与の支払いの際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払いの際に徴収します。 ●特別徴収義務者は、令和6年分の給与支払報告書の摘要欄に所得税から控除した額等を記載します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額（当該金額が第1期分の納付額を超える場合には、当該第1期分の納付額に相当する金額）を控除します。 ●引ききれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除されます。

※ふるさと納税の算定の基礎となる所得割の額は、特別控除の額を控除する前の所得割の額となります。

2. その他の改正（案）

- 子育て支援に関する政策税制（住宅ローン控除関係）
- 住宅取得等資金の贈与に関する非課税措置の3年間延長
- 賃上促進税制の見直し
- 交際費等の上限の引き上げ及び特例の3年間延長
- 外形標準課税の制度の対象拡大
- GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上・・・etc



税制改正案ですので、まずは抜粋して主な税制について簡便にご紹介させて頂きました。今後、法案が通りましたら、次回以降の会報でご説明していきたいと思っております。

令和6年度 法律相談日
1月11日(木)
2月 1日(木)
3月14日(木)
4月 4日(木)

会員の皆様にご好評を頂いております
当経営センターの無料法律相談は、毎月第
1木曜日(午後5時より)、担当弁護士は
当経営センターの顧問弁護士の井上健策
先生です。
日程は左記の通り予定しております。ご
利用の際には、2日前までに予約が必要で
すので、お気軽に事務局までお電話頂きま
すようお願い致します。
※1月と3月は第2木曜日となります。

無料
法律
相談



引き続き募集しております
建設業一人親方の皆様へ



当組合は建設業に従事する一人親方を募集しております。特別加入に加入すると工作中や通勤途中の傷病については治療に要した費用が支給されたり、休業補償(休業4日目以降)や障害年金等の給付が受けられます。安心して働いていただく為にも是非ご加入の検討を宜しくお願い致します。

尚、保険料や保険給付の内容等につきまして、詳細をお尋ねの方や、労働保険に関するご相談がありましたらお気軽に当経営センターまでお問い合わせ下さい。

『アフラックがん保険』と『メディカルJネクスト』のチラシを同封しております。

いずれの保険も、当経営センターの組合員様・会員様であれば、月々の保険料が軽減されます。

保険の見直し・新規ご加入等々ご検討中の方は、是非ご参考にさせていただければと存じます。